

不存在による非公開決定通知書

大大保第 8033 号  
令和 8 年 4 月 20 日

株式会社 薫製倶楽部  
代表取締役 森 雅昭 様

大阪市長 横山 英幸

令和 8 年 4 月 4 日の公開請求について、大阪市情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公文書を保有していないため、公開しないことを決定したので通知します。

公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	「プベルル酸」という用語の使用に関する意思決定過程の文書 大阪市（保健所を含む）が令和 6 年 3 月 22 日以降、小林製薬の製造した紅麴に関連する事案において当該用語を使用するに至った意思決定の過程が分かる一切の行政文書。
公開請求に係る公文書を保有していない理由	「プベルル酸」という用語を使用するという本市としての意思決定は行っていないことから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
担 当	健康局保健所東部生活衛生監視事務所（電話番号 06-6267-9888）
備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 部分公開決定通知書

大 大 保 第 8032 号  
令 和 8 年 4 月 20 日

株式会社 薫製倶楽部  
代表取締役 森 雅昭 様

大阪市長 横山 英幸

令和8年4月4日付けの公開請求について、大阪市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することを決定したので通知します。

公文書の件名	別紙のとおり
公開の日時	別途電子メールにより送信します。
公開の場所	別途電子メールにより送信します。
公開の実施方法	文書の写しの交付
公開しないこととした部分	別紙のとおり
上記の部分を公開しない理由	別紙のとおり
担 当	健康局生活衛生部生活衛生課食品衛生グループ (電話番号 06-6208-9991) 健康局保健所東部生活衛生監視事務所 (電話番号 06-6267-9888)
備 考	

注1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

2 来庁にて公文書の公開を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。

【公文書の件名】

令和6年3月27日に小林製薬株式会社から本市に提出されたプベルル酸(Puberulic Acid)に関する資料

【公開しないこととした部分】

1. 対象公文書の作成者の所属及び氏名、対象公文書内「4. 紅麴由来ではない仮説」においてコメントを行っている者の氏名及び関連情報
2. 対象公文書内の「1. 物質Xの含有量」の一部

【上記の部分を開示しない理由】

大阪市情報公開条例第7条第1号に該当

(説明)

公開しないこととした部分1については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

大阪市情報公開条例第7条第2号に該当

(説明)

公開しないこととした部分2については、法人等の事業者の経営上又は技術上の情報で、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないため。